

令和 8 年度

0 8 - K 2 2 0 - Y 1

県単河川改良事業(緊自債)

護岸詳細設計業務委託

特 記 仕 様 書

秋田県山本地域振興局建設部

令和 8 年 9 月

1. 共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、「設計業務等共通仕様書（令和7年10月以降適用）秋田県」に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第 1 章 総 則

第1条 業務目的

本業務は、馬場目川水系添畑川の護岸詳細設計を行うものである。

第 2 条 関連業務

本業務に関連する以下の業務と相互に連携・調整を図ること。

08-K220-Y2 測量業務委託

第3条 打合せ等

本業務の打ち合わせは、業務着手時、中間時5回及び業務完了時の計7回とする。

なお、着手時および納入時の打合せには、管理技術者が立ち会うものとする。

第4条 業務計画書

第1回打合せ後、速やかに提出するものとする。

第5条 貸与資料

本業務に関連する図書、図面及びその他関係資料のうち、発注者が所有するものについては、調査職員と協議の上貸与するものとする。

第2章 業 務 内 容

第6条 業務内容

本業務で実施する業務内容は次のとおりとする。

1. 護岸詳細設計

- ・設計計画
- ・現地踏査
- ・基本事項の決定
 - 1) 法線等の見直し検討
 - 2) 護岸の配置検討
 - 3) 構造物との取付検討
- ・付帯施設設計
 - 1) 排水管渠
- ・施工計画
- ・仮設計画
- ・図面作成
- ・数量計算
- ・照 査
- ・報告書作成

第3章 成 果 品

第7条 成果の提出

成果品は「秋田県電子納品運用ガイドライン等の運用」に基づき、以下のとおり提出すること。

電子データ(書き込みが一度しかできないCD-R等) : 正副 2部
報告書 : 1部
〃 (概要版) : 1部
図面(A3サイズ) : 1部

第8条 電子納品検査

検査にあたり必要な機器類は発注者が準備し、機器操作は請負者が行うことを原則とする。

第4章 そ の 他

第9条 情報共有システム

本業務は情報共有システム(ASP)を原則利用とする。利用が適さないと判断した場合は協議による。

第10条 土地の立ち入り等

民有地に立ち入る際は、事前に所有者の承諾を得ること。

第11条 その他

1. 設計図書及び特記仕様書に記載のない事項、または現場条件に変更が生じた場合は調査職員と協議すること。
2. 位置座標
【添畑川】 40.08524630133426, 140.14177727090953

令和 8 年度

0 8 - K 2 2 0 - Y 1

県単河川改良事業(緊自債)

護岸詳細設計業務委託

現 場 説 明 書

[条 件 明 示 書]

秋田県山本地域振興局建設部

令和 8 年 9 月

現場説明書（条件明示）

業務の実施にあたっては、「設計業務等共通仕様書（令和7年10月以降適用）秋田県」及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について条件とします。

第 1 編 共通編

第 1 章 基準等

第 1 節 参考図書

設計図書の外に提示する「参考図書」は、見積りに対する資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。

第 2 節 積算基準

業務委託費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。

- ・設計業務等標準積算基準書（令和7年10月以降適用）秋田県
- ・設計業務等標準積算基準書〔参考資料〕（令和7年10月以降適用）秋田県

第 2 編 現場説明事項

第 1 章 条件明示

第 1 節 積算条件（共通）

1. 旅費交通費

本業務の旅費交通費は「土木設計業務」として、積算基準書に記載の率を直接人件費へそれぞれ乗じて計上しています。

2. 電子成果品費

本業務の電子成果品作成費は「概略設計、予備設計又は詳細設計」として、積算基準書に記載の率を直接人件費へそれぞれ乗じて計上しています。

第2節 護岸詳細設計

1. 護岸詳細設計の歩掛条件は、以下のとおりとしています。
片側：L=80m、一般地盤、測点間隔20～25m、一般地区

第3節 その他

1. 設計図書及び特記仕様書等に記載のない事項については、発注者及び受注者との協議により決定し、必要と認められる場合は設計変更の対象とする。